

広島県物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

広島県物品管理規則の一部を改正する規則

広島県物品管理規則（昭和三十九年広島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十一条第一項中「物品亡失（損傷）報告書」の下に「（広島県庁用自動車管理規則）昭和三十二年広島県規則第八十号）第三条第一号に規定する庁用自動車が亡失し、又は損傷した場合にあつては、別記様式第七号の二による自動車事故発生及び物品亡失（損傷）報告書。以下この条において「報告書」といふ。）」を加え、同条第二項中「当該物品亡失（損傷）報告書」を「報告書」に改め、同条第三項中「別記様式第七号による物品亡失（損傷）報告書」を「報告書」に改める。

第二十九条第二項中「物品管理職員は、物品」の下に「（第四十三条第一項の規定により記録を省略することができるものを除く。）」を加える。

第四十五条の見出し中「報告」を「報告等」に改め、同条中「は、物品」の下に「（第四十三条第一項の規定により記録を省略することができるものを除く。次項において同じ。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、前金払により物品の購入を行う職員について準用する。

別記様式第七号の次に次の様式を加える。

様式第7号の2（第21条関係）

物品管理職員の決裁欄	払出年月日	物品出納職員の決裁欄	出納簿登記印
	・		

自動車事故発生及び物品亡失（損傷）報告書

1 事故の種類	対車両										年月日時																				
	正面衝突		側面衝突		追突		その他		踏切			2 事故発生（亡失（損傷））日時及び天候	天候																		
3 事故発生（亡失（損傷））場所	人員										路面の状況			路面の良否																	
	平たん		上り		下り		直線		右曲			左曲			交点		アスファルト		コンクリート		砂利		乾		湿		積雪		氷結		良
4 道路状態	（当方）										（相手方）																				
	5 運転者（使用職員）及び同乗者職氏名										6 登録番号										7 損害の程度										
8 事故（亡失（損傷））の原因	9 第三者行為関係										10 当時の処理										11 当時の状況図										
	12 平素における出納保管の状況又は使用状況の詳細（整備・点検及び保管の状況）										物品亡失（損傷）について、上記のとおり報告します。平成 年 月 日 機関名										（物品出納職員、使用職員） 職氏名										

（担当者 機関名・職氏名

）

注 1 庁用自動車事故の場合は、この様式で報告すること。

2 1及び4の欄は、該当のものを で囲むこと。

3 自損事故の場合は、2，3，5，6，8及び12の欄のみ記入して，物品亡失（損傷）報告を行うこと。

4 不用の文字又は欄は，消すこと。

5 用紙の大きさは，日本工業規格A列4とする。

別記様式第二十号中

「 (資金前渡職員職氏名)

\_\_\_\_\_」

を

「 (資金前渡職員職氏名)

\_\_\_\_\_」

④

ひ

取得の相手方の住所及び氏名	受領印	出納簿登記印
---------------	-----	--------

を

取得の相手方の住所及び氏名	受領印	出納簿登記印
---------------	-----	--------

(物品検査年月日及び物品検査職員職氏名)

年 月 日

\_\_\_\_\_」

④

ひ

- 「 2 不用の文字又は欄は、消すこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

を

「 2 前金払の場合は、資金前渡職員職氏名欄の記入は不要であること。

3 前金払の場合は、物品検査証明欄に物品検査職員による検査の証明を記入すること。

ひきかへ。

4 不用の文字又は欄は、消すこと。

5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

」

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。